

登録  
廃止  
登録証亡失  
登録証再交付

# 印鑑 申請(届)書

武豊町長 宛

本日の日付	令和 年 月 日 申請		
登録印鑑	No.	新 <input type="checkbox"/> T <input type="checkbox"/> F	旧 <input type="checkbox"/> T <input type="checkbox"/> F
	登録者	住所 武豊町 字	
		氏名	
		明・大・昭・平	年 月 日生
再発行理由	<input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 余白なし		

窓口に 来られた方	<input type="checkbox"/> 本人	住所 <input type="checkbox"/> 登録者に同じ	
	<input type="checkbox"/> 代理人	氏名	
		大・昭・平	年 月 日生

※裏面の注意書をよくお読みください。

本人確認欄

即日登録時	確認者	照会書持参時	確認者
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( )		<input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> その他( )	
照会書発送	年 月 日	照会書持参	年 月 日

- 1 代理人による申請（印鑑登録証再交付申請は除く）の場合は、自ら書いた委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 印鑑登録申請を、本人自ら申請し、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等で官公署の発行した写真の貼付されたもののご提示があれば、即日登録となり印鑑登録証明書の交付も受けることができます。
- 3 上記2の免許証等が提示できない場合は、登録を受ける方宛に「印鑑登録照会書」を郵送し、本人確認をさせて頂く必要がありますので、即日印鑑登録証明書の交付はできませんのでご注意ください。（「印鑑登録照会書」に添付された「印鑑登録回答書」及び当該登録者の健康保険被保険者証又は各種年金証書等本人確認できる書類を窓口に持参された日に印鑑登録証明書の交付を受けることができます。）
- 4 代理人により印鑑登録申請をされた場合も、上記3と同じ取り扱いになります。
- 5 印鑑登録証の亡失届をされるときは、登録印鑑を添えて申請してください。
- 6 印鑑登録廃止届をされるときは、登録印鑑と印鑑登録証を添えて申請してください。